

試験委託契約書

〇〇〇〇〇(以下「甲」という。)と一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構(以下「乙」という。)は、本契約第1条に規定する試験(以下「本試験」という。)の委託について次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託業務の実施)

第1条 甲は以下の条件で本試験を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 試験名称 〇〇〇〇〇試験
- 2 試験番号 〇〇〇〇〇
- 3 試験内容 甲乙協議の上、乙が作成する試験計画書(以下「本試験計画書」という。)のとおり
- 4 委託期間 平成〇〇年〇月〇日より
平成〇〇年〇月〇日まで
- 5 委託金額 〇〇〇〇〇円(内消費税額 〇〇〇円)
- 6 信頼性保証 本試験の信頼性保証業務は、乙の信頼性保証部門が行う。

(契約の変更・中止)

第2条 本試験について試験計画の修正、変更等を要するときは、甲乙協議して定める。

- 2 本試験の期間中において、甲が本試験の一部または全部の中止を書面により乙に申し入れたときは、乙はこれに応じて速やかに以後の本試験の実施を中止するものとする。
- 3 前項において、本試験の中止と同時に甲から既実行の試験について結果報告を求められた場合には、乙はかかる中止までに得た本試験の結果を原則として試験中止 1 ヶ月以内に甲に提出する。
- 4 第1項によらず、動物福祉の観点から乙の判断で本試験を中止することができる。その場合に生じる損害については、乙はその責を免れる。

(再委託の禁止)

第3条 乙は本試験を本試験計画書に従って実施するものとし、甲の承諾なく本試験の全部または一部を第三者に代理させることはできない。

(委託料及び支払方法)

第4条 甲は本試験の試験委託料(以下「委託料」という。)として金〇〇〇〇円也(消費税〇〇〇円を含む。)を乙に支払うものとし、その時期および方法は、以下のとおりとする。

(1) 委託料の支払時期および方法等

支払時期及び方法は、委託料の額に応じ、別表1のとおりとし、委託金額の範囲内であれば、乙の選択に委ねるものとする。また、別表1によらず、特に必要がある場合は、支払時期および方法について甲乙協議の上決定することができる。

(2) 支払遅延利息

甲がその責に帰すべき事由により、委託料の支払いが遅れたときは、乙は委託料の残金額につき、遅延日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した額を遅延利息として甲に請求することができる。

(3) その他

第2条による本試験計画の修正、変更等に伴い費用の変動があった場合は、甲乙協議して別途精算する。

(被験物質の取り扱い)

第5条 甲は本試験に使用する被験物質を乙に供給し、乙はこれを本試験以外に使用せず、試験終了時の残余や取り扱いについては甲が記入した乙書式の被験物質取り扱い確認書の記載内容にしたがうものとする。

2 乙は、本試験に関し甲より提供を受けた被験物質を本試験のみに使用し、他の目的には一切使用または利用してはならない。

3 乙は、本試験の終了後、被験物質取り扱い確認書に基づいて、速やかに返還可能な被験物質を甲に返却するものとする。

(情報提供)

第6条 甲及び乙は、本試験を行うために必要な資料、情報等を、本試験に必要な範囲で、相手方に開示するものとする。以下、本契約において、資料、情報等を開示する当事者を「開示当事者」、情報を受領する当事者を「受領当事者」とする。

(秘密情報)

第7条 本契約における「秘密情報」とは、本試験、本試験計画書の内容ならびに本試験により得

た試験結果、および甲又は乙がそれぞれ相手方に対して書面(電子的記録を含む、以下「文書等」という。)、口頭、その他方法の如何を問わず、相手方より直接もしくは間接的に提供または開示される、営業上、技術上、その他の事項に関するあらゆる情報であつて、秘密である旨が明示された情報を意味する。口頭による開示においては、開示時に口頭で指定し、かつ開示後遅滞なく書面で秘密情報である旨を確認した情報を意味するものとする。また、秘密情報には、本契約が締結される前に本試験受託の検討のために締結された秘密保持契約の締結と共に開示された一切の秘密情報も含むものとする。

2 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除外されるものとする。

- (1) 受領当事者が開示当事者より受領した時点で既に公知であった情報
- (2) 受領当事者が開示当事者より受領後、受領当事者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (3) 受領当事者が開示当事者より受領後、守秘義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4) 受領当事者が、秘密情報によらず独自に開発した情報
- (5) 開示当事者から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの

(秘密保持義務)

第8条 受領当事者は、開示当事者の事前の書面による同意なき限り、秘密情報を本試験以外に利用してはならない。

- 2 受領当事者は、受領した秘密情報を第三者に開示、漏洩してはならない。
- 3 受領当事者が開示当事者の秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に開示当事者の同意を得るものとする。受領当事者が開示当事者の同意を得たうえで、秘密情報を第三者に開示した場合、受領当事者は、当該第三者に本契約と同等の秘密保持義務を課して秘密保持義務を遵守させ、受領当事者は、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負う。
- 4 受領当事者が、法令又は行政機関の規則等により秘密情報を開示する場合には、本条1項ないし3項を適用しない。ただし、事前に開示当事者にその旨を通知するものとし、受領当事者は、開示する場合においても、情報の秘密が保持されるよう最善の努力をした上で開示を行うものとする。
- 5 下記のグループ会社等は、「第三者」に含まれないものとするが、本条3項の責めを負うものとする。

甲のグループ会社:〇〇〇〇

乙の設立者:福島県

(秘密情報の利用者)

第9条 受領当事者は、本試験のために秘密情報を知る必要のある最小限の自らの役員

または従業員等(以下、「従業員等」という)について、秘密情報を開示又は利用させることができるものとする。受領当事者は、従業員等に秘密情報を開示する場合であっても、本試験のため秘密情報に接する必要のある者だけに限定して開示するものとし、それ以外の者には開示してはならないものとする。

- 2 受領当事者は秘密情報の開示を受ける従業員等に対し、本契約の存続期間中及び終了後においても秘密情報に関する守秘義務を負わせるものとする。
- 3 受領当事者は、開示当事者に対して、当該従業員等による秘密情報の取り扱いについて一切の責めを負う。

(秘密情報の複製等)

第10条 受領当事者は、本目的達成のために合理的に必要な場合以外に、開示された秘密情報の媒体から複写、複製(以下、「複写等」という。)をしてはならず、複写等する場合も合理的に必要な最小限に留め、またこれらの情報を本目的以外に転用・流通してはならない。

- 2 受領当事者は、開示当事者から、製品又はサンプル等が提供された場合においても、当該製品及びサンプル等の分解及び化学組成や製造技術等に関して、開示当事者の同意無しに分析し又は分析させないものとする。
- 3 開示当事者及び受領当事者が作成した秘密情報の複写・複製物についてもこれを秘密情報とする。

(非譲渡・非保証)

第11条 開示当事者及び受領当事者は、秘密情報に財産的価値があり、秘密性を有するものであることを確認し、秘密情報及びこれに内包されるいかなる知的財産権等(ノウハウを含む)について、開示当事者が受領当事者に対し、いかなる権利も付与するものでないことを確認する。

- 2 開示当事者は、秘密情報が正確かつ完全で特定の目的に適合すること、第三者の知的財産権及びその他のいかなる権利も侵害していないことについて、なんらの保証を与えるものではない。
- 3 秘密情報の提供は、別途、甲、乙でなんらの契約を締結することを保証するものでなく、本目的の検討の結果、契約が締結されなかった場合においても、両当事者はなんらの責任を負わないものとする。

(秘密情報の管理)

第12条 受領当事者は、秘密情報の秘密を保持するため、秘密情報の一部又は全部を含む文書等及びそれらの複製物等(以下、「秘密情報資料」という)につき、秘密が不当に開示又は遺漏されないように他の資料等と明確に区別を行い、秘密情報の管理者及び保管場所を定めた上で、善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

- 2 受領当事者は、秘密情報資料を、本検討のために秘密情報を知る必要がある者以外がアクセス可能な社内の情報ネットワーク内に保存してはならない。
- 3 開示当事者は、秘密情報の管理状況を調査するため、受領当事者に事前の通知をしたうえで、受領当事者の事務所等に立ち入ることができることとし、受領当事者はこれに協力する。
- 4 開示当事者は、前項の調査にあたり、受領当事者の施設管理権を侵害し、又は受領当事者が開示当事者以外の第三者に対して負担する秘密保持義務その他の法的義務に反することにならないよう配慮する。
- 5 本契約に定めのない秘密情報の管理については、甲乙それぞれの情報管理に関する諸規定を遵守するものとする。

(報告義務)

第13条 受領当事者は、開示当事者が求めた場合には、受領した秘密情報の管理状況などを書面で報告しなければならない。この場合、開示当事者が管理状況に疑義を持ったときには、管理状況を明らかにしうる資料の開示・閲覧に応じるものとし、受領当事者は正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 受領当事者は、受領当事者の役員・従業員・関係者等が秘密情報を不正使用し、又は第三者に開示するなど、秘密保持義務に違反する事実があることを発見し又は秘密保持義務に違反している蓋然性があることが判明した場合には、直ちに開示当事者にこれを報告しなければならない。

(試験結果の報告)

第14条 乙は本試験計画書に基づく試験結果の最終報告書を英語で1部作成し、その正確な写しを本試験計画書に定められた期日までに甲に提出するものとする。

- 2 甲が英語以外の他言語による最終報告書の提出を求めた場合は、乙は甲に作成料として別途費用を請求できるものとする。
- 3 乙が試験計画書に定められた期日までに最終報告書を提出できない恐れがある場合には、事前に遅延理由を付して甲に申出るものとし、その承諾を得た場合は期日を延長することができる。この場合、乙は甲と協議をした上で提出時期を定めるものとする。
- 4 本試験期間中においても、甲は乙に本試験の進捗状況について報告を求めることができる。

(試験結果の帰属、知的財産権)

第15条 本試験の本試験計画に基づく試験結果は甲に帰属するものとし、それに関わる一切の権利、知見も甲に帰属するものとする。但し、本試験遂行上の技術的手法に係るものは乙に帰属する。

- 2 受領当事者は、秘密情報に基づき発明、考案、意匠及び著作物の創作等(ノウハウ等を含む)の技術的成果をなしたときは、すみやかに開示当事者に通知するものとする。
- 3 秘密情報に基づきなされた発明、考案、意匠の創作等(ノウハウ等を含む)の技術的成果の帰属および持分比率については、甲乙協議の上決定する。

(第三者に対する説明及び公表)

第16条 本試験に関する第三者の質疑に対し、甲が説明、報告等を行う場合、乙は本試験の実施者として記録の提供、説明等に関し甲に協力するものとする。本業務に対する乙の費用は甲の負担とし別途精算する。

- 2 第8条の規定にかかわらず、乙が本試験の結果を学会その他に公表しようとする場合には、その可否、形式等について甲の書面による同意を得るものとする。

(契約の解除)

第17条 甲及び乙は、相手方当事者に次の各号記載の事由が一つでも発生した場合、何らの催告なくして、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとする。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、本試験を履行できないと認められる時。
- (2) 支払の停止または支払不能があったとき。
- (3) 債務者として、重要な財産について、仮差押え、仮処分、保全差押え、差押えの命令または通知が発送されたとき。
- (4) 破産手続、特別清算手続、民事再生手続または会社更生手続等の申立てがあったとき。
- (5) 解散、合併、会社分割、減資、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡等の決議があったとき、または決議によらない解散がなされたとき。
- (6) 監督官庁による、営業に必要な許認可等の取消または喪失、営業停止等の処分がなされたとき。ただし、これらの処分が本契約の履行に実質的に影響を与えない場合を除く。
- (7) 信用・資力が著しく低下したとき、または信用・資力に重大な悪影響を及ぼす営業上の変更があったとき。

(8) 本契約に関連する故意の不正行為等著しく不信義な行為があったとき。

(9) 前各号の一が発生するおそれがあると認められる場合。

- 2 甲及び乙は、相手方当事者が本契約に違反した場合において、相当の期間を設けて相手方当事者に対してその是正を書面で催告したにもかかわらず、当該相当期間経過後もなお当該事態が是正されないときは、本契約の全部または一部を解除できるものとする。

(免責事項)

第18条 天災地変その他本契約締結の際予想することができず甲乙いずれの責にも帰することのできない事由により契約上の義務が履行不能となったときは、甲及び乙は、相手方に対する義務の履行を免れるものとする。

(賠償責任)

第19条 乙は、第2条4項及び前条に掲げる事由を除き、本試験の実施について全責任を負う。

- 2 乙が、試験計画書に違反して本試験を実施した場合、あるいは乙の責めに帰すべき事由により本試験の結果に重大な不都合が生じた場合は、乙の負担により本試験を再度実施するものとする。

- 3 甲が、前項の再試験によって本契約を締結した目的を達成できない場合、甲はその被った損害の賠償を乙に請求できるものとする。但し、その請求額は、乙の故意または重大な過失による場合を除き、甲が乙に対してすでに支払った試験委託料の金額を限度とする。

- 4 受領当事者が本契約に違反したことにより開示当事者が損害を被った場合には、受領当事者は、開示当事者に対し損害を賠償する責めを負うものとする。

- 5 開示当事者は、自らの秘密情報の不正流用、悪用、不正開示もしくは侵害を防止及び禁止させるため、裁判所に対して、仮差止請求及び差止請求を求める権利を有するものとする。

- 6 秘密漏洩等の回復措置に要した費用は、受領当事者による秘密保持義務違反と相当の因果関係のある損害については、受領当事者はこれを賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第20条 甲及び乙は、自ら並びに自己の取締役及び監査役が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋その他暴力、威力または詐欺的手法により経済的利益を追求する集団または個人ではないことを表明し、保障するものとする。

- 2 甲及び乙は、相手方または第三者に対して、暴力的または不当な要求行為及びそれらに類する行為を行わないものとする。

(試験記録等資料の取り扱い)

第21条 乙は本試験終了後に保存する試験記録等資料および保存期間を本試験計画書に定めるものとする。この場合の試験記録等資料とは、秘密情報の記録された文書等、標本等及びそれらの複製物等一切を意味する。

- 2 前項の保存期間が経過した後の取り扱いについては、次の何れかを基本に甲乙協議し合意の上、定める。
 - (1) 試験記録等資料を甲に返還する。但し、その試験記録等資料に含まれる秘密情報が乙自身の固有の情報と一体化した場合で、秘密情報を分離して返還できない場合には、乙が受領していた秘密情報の限度で秘密情報を抹消するものとする。
 - (2) 試験記録等資料の保存期間を延長する。但し、以後は有償保存とする。
 - (3) 試験記録等資料を甲の費用負担で乙にて廃棄処分する。この場合において、乙は甲の同意を得た方法により廃棄、消去処分するとともに、甲の請求があった時は遅滞なく廃棄に関する証明書を提出するものとする。
- 3 第1項の保存期間内または第2項(2)により保存期間を延長した場合であっても、乙の標本等の管理責任者によって、標本等が再評価するに堪えうる状態でないと判断された場合は、甲乙協議の上保存期間を短縮し、返還または廃棄処分することができる。
- 4 第2項、第3項の規定にかかわらず、法令、ガイドライン等に基づいて裁判所、行政機関その他公的な役割を有する機関又は認証機関により当該情報の保持が要求される場合には適用除外とする。

(期間)

第22条 本契約は、本契約締結日から3年間有効とする。ただし、期間満了1か月前までに甲及び乙から更新の意思表示がある場合は、さらに甲乙合意した期間まで、有効期間を延長できる。

- 2 前項にかかわらず、第8条、第12条、第15条、第19条、第21条の規定は本契約終了後も効力を有する。

(準拠法)

第24条 本契約は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(合意管轄)

第25条 本契約並びにこれに関連する事項に関して生じた甲乙間の紛争については、福島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項若しくは解釈に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲

㊟

福島県郡山市富田町満水田27-8

乙

一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構

理事長 菊地 眞

㊟